

江南丹羽環境管理組合障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第6項の規定により、江南丹羽環境管理組合障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況を以下のとおり公表する。

令和8年4月30日

江南丹羽環境管理組合  
管理者 江南市長 澤田 和延

評価年度	令和7年度【各任命権者共通】
目標	
1. 採用に関する目標	該当なし
2. 定着に関する目標	該当なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用促進者に、事務局長を充てた。 ○障害者である職員の相談窓口を設置した。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	障害者である職員がいないため該当なし
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	障害者である職員がいないため該当なし
4. その他	○障害者活躍の場の拡大推進に資するため、大口町障害者就労施設に対し物品の発注を行った。